(5)当社は、予約申し込みの受け付けの際に、以下の事項を確認します。
①会員名義および会員番号
②ご利用になる方々の代表者の氏名
③ご利用を希望される施設の名称
④ご利用を希望される日･期間
⑤ご利用を希望される人数および内訳
⑥ご連絡先(ご自宅と携帯電話等、日中連絡先)
⑦施設までご利用される交通手段
⑧ご到着予定時刻⑨会員カードを使用されるかクーポン券を使用されるかの別
⑩その他ご要望事項
(6)付帯施設の利用または食事の予約は、宿泊の予約申し込みの際に同時にお申し込みください。

第27条　シーズン区分及び優先予約期間

シーズン区分及び優先予約期間は、以下の基準に従い、利用年度毎に当社が指定します。

Aシーズン	ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始
Bシーズン	Aシーズンを除く比較的混雑が予想されるシーズンや連休等
Cシーズン	A･Bシーズンを除く比較的混雑が予想されるシーズン および土曜日･休前日
Dシーズン	A･B･Cシーズンを除く日曜日～金曜日
優先予約期間	Aシーズン及びAシーズンの前後の期間

第28条　わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫タイムシェア予約以外の予約の方法

(1)優先予約期間の日のタイムシェア予約以外の予約の方法は、次の各号に定めるとおりとします。
①優先予約期間の日のタイムシェア予約以外の予約の申し込みは、当社が別途指定するフリー予約受付開始日より、予約センターにて先着順で受け付けます(営業担当者では、予約申し込みを受け付けません)。ただし、これは予約を確約するものではありません。
②優先予約期間の宿泊プランは、1泊2食付プランのみの設定となる場合があります。予めご了承ください。
(2)優先予約期間以外の日のタイムシェア予約以外の予約申し込みは、利用予定日(連泊の場合は宿泊日ごと)の6ヶ月前(ただし、当該日が予約センターの休業日に当たる場合には、予約センターの翌営業日。「予約受付開始日」)より、予約センターにて先着順で受け付けます(営業担当者では、予約申し込みを受け付けません)。ただし、これは予約を確約するものではありません。

第29条　わんわんパラダイス会員≪優先予約≫の予約

(1)予約は、わんわんパラダイス会員≪優先予約≫またはその他の利用対象者が当社に予約を申し込み、当社がこれを承諾することにより成立します。
(2)予約が成立した場合、当社は、利用対象者のために、利用希望日における利用対象施設の部屋または棟を確保しておきます。なお、確保しておく部屋または棟並びにその数は、予約時の利用希望人数に応じたものとなります。
(3)当社は予約が成立した場合で、利用対象者が希望したとき、ご案内書を送付します。
(4)当社が本規程において予約を確約している場合を除き、当社は、予約申し込みを承諾しないことがあります。予めご了承ください。
(5)当社は、予約申し込みの受け付けの際に、以下の事項を確認します。
①会員名義および会員番号
② ご利用になる方々の代表者の氏名
③ ご利用を希望される施設の名称
④ご利用を希望される日･期間
⑤ご利用を希望される人数および内訳
⑥ ご連絡先(ご自宅と携帯電話等、日中の連絡先)
⑦施設までご利用される交通手段
⑧ ご到着予定時刻
⑨会員カードを使用されるかクーポン券を使用されるかの別
⑩その他ご要望事項
(6)付帯施設の利用または食事の予約は、宿泊の予約申し込みの際に同時にお申し込みください。
(7)予約申し込みの際に、特定の部屋や棟を指定することはできません。
(8)優先予約期間の予約は、会員間の利用の平等化を図るため、まずは優先予約による予約申し込みを受け付け、優先予約による予約成立後、フリー予約による予約申し込みを受け付けます。

第30条　わんわんパラダイス会員≪優先予約≫優先予約期間の予約の方法

(1)優先予約期間の予約の方法は、次の各号に定めるとおりとします。
①優先予約の申し込みは、当社が別途指定する申込期限までに、事前に当社が送付する「優先予約申込書」を用いて申し込む方法によります。優先予約の申し込み数が定員数を超えた場合には、予約の成立は抽選によります。
②優先予約の申し込みの権利は、①ゴールデンウィーク②夏休み③年末年始の各期間毎に、会員1口につき1権利が付与されます。
③当社は、フリー予約受付開始日の前日までに、優先予約の成否を優先予約申し込み者に通知します。
(2)前条に定める予約以外でのAシーズンの予約の方法は、次の各号に定めるとおりとします。
①優先予約以外の優先予約期間の予約申し込みは、当社が別途指定するフリー予約受付開始日より、予約センターにて先着順で受け付けます(営業担当者では、予約申し込みを受け付けません。)。ただし、これは予約を確約するものではありません。
②Aシーズンの宿泊プランは、優先予約期間2食付プランのみの設定となる場合があります。予めご了承ください。

第31条　わんわんパラダイス会員≪優先予約≫　優先予約期間以外のシーズンの予約の方法

優先予約期間以外の期間の予約申し込みは、利用予定日(連泊の場合は宿泊日ごと)の6ヶ月前(「予約受付開始日」)より、予約センターにて先着順で受け付けます(営業担当者では、予約申し込みを受け付けません)。ただし、これは予約を確約するものではありません。

第32条　予約センター

(1)予約センターは、原則として、日曜日と祝日が休業日となります。また、年末年始の一定期間も休業日となります。当該利用年度における休業日については当社が別途指定します。
(2)予約センターの営業時間は、午前10時から午後6時までとなります。
(3)予約受付開始日が予約センターの休業日に当たる場合は、その翌営業日から予約の申し込みを受け付けます。

第33条　団体予約

(1)団体利用
同時に利用される利用対象者の人数が15名以上で、かつ、1泊2食付きプランで利用される場合は、団体利用となります。
(2)予約受付開始日前の予約
団体利用については、フリー予約受付開始日より前であっても、利用予定日(連泊の場合は宿泊日ごと)の6ヶ月前より予約を受け付けます。ただし、これは予約を確約するものではありません。

第34条　予約の取消･変更

予約の取消、変更に際しては、キャンセル料が発生する場合があります。詳細は、当社が別途定める予約変更･取消規程に従います。

第2節　料金

第35条　会員利用料金

(1)利用対象者は、施設の利用に際しては、宿泊料金等の料金を支払う義務を負います。詳細は、当社が別途定める「オアシスクラブ宿泊料金表」等の規定に従います。詳しくは「オアシスクラブご利用案内」をご確認ください。
(2)「オアシスクラブ宿泊料金表」は経済状況の変動等の理由により、やむを得ず利用年度中に変更される場合があります。予めご了承ください。

第3節　宿泊

第36条　宿泊の方法

利用対象者には、施設の利用に際し、遵守いただく事項があります。詳細は、当社が別途定める宿泊約款に従います。

以上

平成21年5月31日　更生計画認可決定により更生計画に従い制定･発効
令和5年4月1日　改訂

セラヴィリゾート泉郷

Oasis Club

オアシスクラブ
わんわんパラダイス会員

オアシスクラブ
(わんわんパラダイス会員)
利用規程

C'est la vie Resort IZUMIGO

第1章　総則

第1条　用語の定義

本規程	この規程
わんわん パラダイス会員 ≪タイムシェア≫	平成27年1月31日以前にオアシスクラブ会則に従い オアシスクラブわんわんパラダイス会員となった人 または法人もしくはこれに準ずる団体 （ただし、わんわんパラダイス会員≪優先予約≫に 変更された者を除く。）
わんわん パラダイス会員 ≪優先予約≫	平成27年2月1日以降にオアシスクラブ会則に従い オアシスクラブわんわんパラダイス会員となった人 または法人もしくはこれに準ずる団体及び わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫のうち、 わんわんパラダイス会員≪優先予約≫として 会社が認めた者
わんわん パラダイス会員	わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫と わんわんパラダイス会員≪優先予約≫の総称
当社	株式会社セラヴィリゾート泉郷

第2条　本規程の適用範囲

本規程は、当社および利用対象者（わんわんパラダイス会員を含む）を拘束します。

第3条　本規程の変更

（1）当社は、本規程を変更することがあります。その場合には、変更後の本規程に従うことになります。

（2）当社が本規程を変更する場合には、変更の効力が発生する3ヶ月前までに変更内容を会員に対し開示します。

第2章　わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫

第4条　わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫の権利

（1）当社は、わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫に対し、入会金または名義変更手数料並びに初年度年会費の支払いを条件に会員カードと、当該利用年度の年会費の支払いを条件に1利用年度あたり15枚（利用年度途中での入会時には当社が別途定める枚数）のタイムシェアクーポン券（ただし、鳥羽わんわんパラダイスに専有利用権が設定されている会員については、会員1口につき年間3枚のタイムシェアクーポン券と12枚の利用クーポン券）を発行します。

（2）利用対象者は、有効な会員カード、タイムシェアクーポン券または利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。

（3）わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫は、会社が別途定めるタイムシェアカレンダーにおける指定日（「専有利用日」）における当社が別途指定する特定の施設または客室（「専有客室等」）のタイムシェア予約権を有します。

（4）わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫は、毎年12月31日を期日として申し込みを行い、当社に認められた場合には、その翌年度以降について、わんわんパラダイス会員≪優先予約≫に変更することができます。わんわんパラダイス会員≪優先予約≫はわんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫に変更することはできません。

第5条　利用対象施設

（1）利用対象施設は、当社が別途指定する施設および付帯施設とします。

（2）利用対象施設のうち、当社が自ら運営している施設以外の施設については、第3条の手続きを経ずに変更・廃止される可能性があります。予めご了承ください。

第6条　利用年度

4月1日から翌年の3月31日までを1利用年度とします。

第7条　利用対象者

（1）会員カード使用時の利用対象者は、わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫およびその関係者並びにその同行者となります。ただし、第4章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。

（2）タイムシェアクーポン券使用時の利用対象者は、タイムシェアクーポン券保有者およびその同行者となります。ただし、第5章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。

（3）利用クーポン券使用時の利用対象者は、利用クーポン券保有者およびその同行者となります。ただし、第6章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。

第8条　退会時の扱い

利用年度途中にて退会した場合、当該利用年度末までは、有効な会員カード、タイムシェアクーポン券または利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。

第9条　年会費

わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫は、毎年2月末日までに、次利用年度の年会費30,000円（消費税は別途）を当社に支払う義務を負います。

第3章　わんわんパラダイス会員≪優先予約≫

第10条　わんわんパラダイス会員≪優先予約≫の権利

（1）当社は、わんわんパラダイス会員≪優先予約≫に対し、入会金または名義変更手数料並びに初年度年会費の支払いを条件に会員カードと、当該利用年度の年会費の支払いを条件に1利用年度あたり15枚（利用年度途中での入会時には当社が別途定める枚数）の利用クーポン券を発行します。

（2）利用対象者は、有効な会員カードまたは利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。

（3）わんわんパラダイス会員≪優先予約≫は、優先予約の権利を有します。

第11条　利用対象施設

（1）利用対象施設は、当社が別途指定する施設および付帯施設とします。

（2）利用対象施設のうち、当社が自ら運営している施設以外の施設については、第3条の手続きを経ずに変更・廃止される可能性があります。予めご了承ください。

第12条　利用年度

4月1日から翌年の3月31日までを1利用年度とします。

第13条　利用対象者

（1）会員カード使用時の利用対象者は、わんわんパラダイス会員≪優先予約≫およびその関係者並びにその同行者となります。ただし、第4章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。

（2）利用クーポン券使用時の利用対象者は、利用クーポン券保有者およびその同行者となります。ただし、第6章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。

第14条　退会時の扱い

利用年度途中にて退会した場合、当該利用年度末までは、有効な会員カードまたは利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。

第15条　年会費

わんわんパラダイス会員≪優先予約≫は、毎年2月末日までに、次利用年度の年会費30,000円（消費税は別途）を当社に支払う義務を負います。

第4章　会員カード

第16条　会員カード

（1）当社は、わんわんパラダイス会員に対し、会員権1口につき1枚の会員カードを発行します。

（2）利用対象者は、会員カードを使用することにより、利用対象施設を会員利用料金で利用することができます。

（3）会員カード使用時の利用人数および利用泊数に制限はありません。なお、次条に規定する使用時の制限事項がありますので、ご注意ください。

（4）会員カードは、年会費の支払いを条件に、退会の効力発生日の属する利用年度の末日まで有効に使用できます。

（5）会員カードを紛失した場合、再発行には再発行手数料2,000円（消費税は別途）が必要になります。会員カードの再発行後は、従前の会員カードは一切使用できなくなりますので、ご了承ください。

（6）会員カードの有効性判定は、当社の会員管理台帳を基準とします。

第17条　会員カードの使用方法

（1）会員カードは、利用対象施設のチェックイン時に原本を提示することにより使用します。原本以外（コピー等）の提示は、会員カードの使用と認められません。宿泊時に会員カード原本を保有されていない場合、会員利用料金ではなく、一般料金を頂きますので、予めご了承ください。

（2）会員カードは、当社が別途定めるシーズンカレンダーのBシーズン、CシーズンおよびDシーズンに属する日のみ使用できます。

（3）有効な会員カードは、わんわんパラダイス会員およびその関係者だけが使用できます。なお、使用時にわんわんパラダイス会員との関係を確認することがございますので、予めご了承ください。

第5章　タイムシェアクーポン券

第18条　タイムシェアクーポン券

（1）当社は、わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫に対してのみ、年会費の支払いを条件に、会員権1口につき1利用年度あたり15枚のタイムシェアクーポン券を発行します。ただし、鳥羽わんわんパラダイスに専有客室等を有するわんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫については、会員1口につき年間3枚のタイムシェアクーポン券を発行します。

（2）利用対象者は、当該専有利用日が記載されたタイムシェアクーポン券1枚を使用することにより、専有利用日に、専有客室等を当該客室等の定員まで会員利用料金で利用することができます。ただし、次条に規定する制限がありますので、ご注意ください。

（3）タイムシェアクーポン券は、券面に記載された有効期限内のみ有効です。券面に記載された有効期限後は無効となり、使用できなくなりますのでご注意ください。

（4）タイムシェアクーポン券は、その理由を問わず再発行いたしませんので、予めご了承ください。

（5）有効なタイムシェアクーポン券は、利用クーポン券としても使用できます。タイムシェアクーポン券を利用クーポン券として使用する場合、利用対象施設の1室または1棟を、その定員範囲で会員利用料金で利用することができます。

第19条　タイムシェアクーポン券の使用方法

（1）タイムシェアクーポン券は、利用対象施設のチェックイン時に原本を提出することにより使用します（利用クーポン券としての使用を含む）。

（2）タイムシェアクーポン券は、当該専有利用日が記載されたタイムシェアクーポン券しかタイムシェアクーポン券としては使用できません。タイムシェアクーポン券は、全てのシーズンで使用することができます（利用クーポン券としての使用を含む）。

（3）タイムシェアクーポン券は、第25条に規定するタイムシェア予約に基づき専有客室等を利用する場合のみ、タイムシェアクーポン券として使用することができます。

（4）タイムシェアクーポン券は、券面に会員番号の記載並びにわんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫本人の記名およびタイムシェアクーポン券使用者（利用クーポン券としての使用を含む）の記名があれば、どなたでも使用できます。

第6章　利用クーポン券

第20条　利用クーポン券

（1）当社は、わんわんパラダイス会員≪優先予約≫に対し、年会費の支払いを条件に、会員権1口につき1利用年度あたり15枚の利用クーポン券を、鳥羽わんわんパラダイスに専有客室等を有するわんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫に対し、年会費の支払いを条件に、会員権1口につき1利用年度あたり12枚の利用クーポン券を、それぞれ発行します。その他のわんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫に対しては、利用クーポン券は発行しません。

（2）利用対象者は、利用クーポン券1枚を使用することにより、利用対象施設の1室または1棟の定員数まで会員利用料金で利用することができます。

（3）利用クーポン券は、券面に記載された有効期限内のみ有効です。券面に記載された有効期限後は無効となり、使用できなくなりますのでご注意ください。

（4）利用クーポン券は、その理由を問わず再発行いたしませんので、予めご了承ください。

第21条　利用クーポン券の使用方法

（1）利用クーポン券は、利用対象施設のチェックイン時に原本を提出することにより使用します。

（2）利用クーポン券は、全てのシーズンで使用することができます。ただし、優先予約期間の優先予約のうち、Aシーズンにおける優先予約に基づく利用時には、会員権1口につき1泊あたり1枚の利用クーポン券しか使用できません。

（3）利用クーポン券は、券面に会員番号とわんわんパラダイス会員の記名と利用クーポン券使用者の記名があれば、どなたでも使用できます。

第7章　わんわんパラダイスカード

第22条　わんわんパラダイスカード

（1）当社は、わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫に対し、会員権1口につき1枚のわんわんパラダイスカードを発行します。ただし、わんわんパラダイス会員≪優先予約≫は、第16条による会員カード1枚で、本条および次条と同様にわんわんパラダイスカード1枚として使用できます。

（2）わんわんパラダイスカード1枚でわんわんパラダイス会員が飼っている愛犬（当社に事前に登録申請した愛犬に限る）の利用につき、愛犬の宿泊料が無料となります。また、わんわんパラダイスカード1枚でわんわんパラダイス会員が飼っている愛犬（当社に事前に登録申請した愛犬に限る）の利用につき、愛犬向け付帯施設を優待条件で利用できます。優待条件等の詳細については会社が別途定めます。

（3）わんわんパラダイスカードは、年会費の支払いを条件に、退会の効力発生日の属する利用年度の末日まで有効に使用できます。

（4）わんわんパラダイスカードを紛失した場合、再発行には再発行手数料2,000円（消費税引）が必要になります。再発行後は、従前のわんわんパラダイスカードは一切使用できなくなりますので、ご了承ください。

第23条　（わんわんパラダイスカードの使用方法）

（1）わんわんパラダイスカードは、利用対象施設のチェックイン時に原本を提示することにより使用します。原本以外（コピー等）の提示は、わんわんパラダイスカードの使用と認められません。宿泊時にわんわんパラダイスカード原本を保有されていない場合、所定の優待サービスは受けられませんので、予めご了承ください。

（2）有効なわんわんパラダイスカードは、わんわんパラダイス会員およびその関係者だけが使用できます。なお、使用時にわんわんパラダイス会員との関係を確認することがございますので、予めご了承ください。

第8章　利用方法

第1節　予約

第24条　予約の際の客室の指定、泊数及び件数の制限

（1）予約申し込みの際に、特定の部屋や棟を指定することはできません。ただし、タイムシェア権利及び宿泊プランで指定されている場合を除きます。

（2）予約申し込みは1件につき7連泊を上限とします。8連泊以上を希望する場合は2件以上の予約申し込みが必要となります。

（3）同一時点で予約の成立が可能な件数には上限があり、会員カード1枚につき10件までとします。

第25条　わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫タイムシェア予約および予約方法

（1）専有利用日の予約は、当該利用年度のタイムシェアカレンダーがお手元に届いたときから専有利用日の1ヶ月前の日（ただし、当該日が予約センターの休業日に当たる場合には、予約センターの前営業日。「タイムシェア予約締切日」）までは、予約の成立が確約されます（「タイムシェア予約」）。なお、タイムシェア予約締切日以降の予約申し込みについては、予約の成立は確約されませんので、ご注意ください。

（2）タイムシェア予約は、わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫または利用対象者が当社に予約を申し込み、当社がこれを承諾することにより成立します。

（3）タイムシェア予約申し込みは、予約センターにて受け付けます。

（4）当社は、予約申し込みの受け付けの際に、以下の事項を確認します。

①会員名義および会員番号
②ご利用になる方々の代表者の氏名
③ご利用を希望される専有利用日
④ご利用を希望される人数および内訳
⑤ご連絡先（ご自宅と携帯電話等、日中の連絡先）
⑥施設までご利用される交通手段
⑦ご到着予定時刻
⑧タイムシェア予約を行う旨
⑨その他ご要望事項

（5）付帯施設の利用または食事の予約は、宿泊の予約申し込みの際に同時にお申し込みください。

（6）タイムシェア予約が成立した場合、当社は、利用対象者のために、専有客室等を確保しておきます。

（7）タイムシェア予約が成立した場合、当社は、利用対象者にご案内書を送付します。

第26条　わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫タイムシェア予約以外の予約

（1）タイムシェア予約以外の予約は、わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫または利用対象者が当社に予約を申し込み、当社がこれを承諾することにより成立します。

（2）タイムシェア予約以外の予約が成立した場合、当社は、わんわんパラダイス会員≪タイムシェア≫または利用対象者のために、利用希望日における利用対象施設の部屋または棟を確保しておきます。なお、確保しておく部屋または棟並びにその数は、予約時の利用希望人数に応じたものとなります（ただし、タイムシェアクーポン券使用の予約は除く）。

（3）当社は予約が成立した場合で、利用対象者が希望したとき、ご案内書を送付します。

（4）当社が本規程において予約を確約している場合を除き、当社は、予約申し込みを承諾しないことがあります。予めご了承ください。